

○近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則

平成22年3月21日

規則第159号

改正 平成24年3月1日規則第7号

平成25年12月25日規則第48号

平成28年2月1日規則第1号

平成28年4月1日規則第34—2号

平成31年3月25日規則第15号

令和3年6月1日規則第34号

令和4年12月7日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成22年近江八幡市条例第186号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(周辺住民)

第2条 条例第2条第7号に規定する周辺住民は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域の境界線から予定建築物の高さの2倍又は30メートルの水平距離のうち、いずれか大きい距離の範囲内において、土地又は建築物を所有する者及び建築物を占有する者
- (2) 事業区域の属する地区における住民自治組織の代表者
- (3) 事業内容等により、周辺地域に影響をおよぼすおそれがある場合においては、事業区域の属する地区の隣接する住民自治組織の代表者
- (4) 中高層建築物の建築により、テレビジョン放送の電波の受信障害が生ずると想定される者
- (5) 開発事業に係る工事に使用する車両（以下「工事車両」という。）の経路となる場合において、当該道路に接している土地又は建築物を所有する者及び建築物を占有する者であって、当該工事車両の通行により、生活環境に著しい影響をおよぼすおそれのある者

(6) 工事車両の経路が通学路に指定されている場合においては、通学路を指定した者

(平 2 5 規則 4 8 ・ 全改)

(大規模開発事業の届出)

第 3 条 条例第 8 条の規定による大規模開発事業の届出は、大規模開発事業計画届出書（別記様式第 1 号）を別表第 1 に掲げる添付図書に基づき行うものとする。

(平 3 1 規則 1 5 ・ 一部改正)

(計画届出書の取下げ)

第 4 条 条例第 1 0 条の規定による計画届出書の取下げは、大規模開発事業計画取下げ報告書（別記様式第 2 号）により行うものとする。

(開発事業承認申請及び承認書の交付)

第 5 条 条例第 1 1 条第 1 項に規定する開発事業の承認申請は、開発事業承認申請書（別記様式第 3 号）を正本及び副本それぞれに別表第 2 に掲げる添付図書に基づき行うものとする。

2 条例第 1 1 条の規定による開発事業の承認書（以下「承認書」という。）の交付は、開発事業承認書（別記様式第 4 号）に前項の規定による開発事業承認申請書の副本を添付して行うものとする。

3 条例第 1 1 条第 3 項に規定する基準は、次の表のとおりとする。

	事業区域 1， 0 0 0 m ² 未満 又は開発許可不要	開発許可要
共同住宅等・分譲住宅地等	幅員 4 m 以上の建築基準法道路。ただし、周辺の状況等に鑑みて、環境の保全、災害の防止、通行の安全及び事業活動の効率上支障がないと認められる場合は、この限りでない。	開発行為等に関する審査基準による。

(平 2 5 規則 4 8 ・ 平 3 1 規則 1 5 ・ 一部改正)

(協議書及び協議済書)

第 6 条 条例第 1 2 条第 2 項に規定する協議は、協議依頼書（別記様式第 5 号）に協議内容を示した図書を添付して行うものとする。

2 条例第 1 2 条第 3 項に規定する協議済書は、別記様式第 6 号とする。

3 開発事業者は第 1 項の協議がすべて整ったときは、協議済一覧表（別記様式第 7 号）に前項の協議済書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(承認の変更)

第 7 条 条例第 1 3 条第 1 項の規定による変更に係る申請書は、開発事業変更承認申請書（別記様式第 8 号）による正本及び副本に変更に係る図書を添付して行うものとする。

2 条例第 1 3 条第 1 項の規定による変更に係る承認は、開発事業変更承認書（別記様式第 9 号）に前項の副本を添付して行うものとする。

3 条例第 1 3 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 開発事業計画の変更で、土地利用への影響がないもので次のいずれかに該当するもの

ア 開発事業区域の建築物の面積等の変更

イ 駐車場の区画の変更

ウ 植栽地形状の変更

(2) 工事施工者の変更

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認めたもの

4 条例第 1 3 条第 2 項の規定による軽微な変更の届出は、開発事業軽微変更届書（別記様式第 1 0 号）に変更に係る図書を添付して行うものとする。

5 条例第 1 3 条第 3 項の規定による開発事業者の名義の変更は、名義変更届（別記様式第 1 0 号の 2）により届け出るものとする。

(平 2 5 規則 4 8 ・ 平 3 1 規則 1 5 ・ 一部改正)

(取り止め届)

第8条 条例第14条の規定による取り止めの届出は、開発事業取り止め届出書（別記様式第11号）により行うものとする。

(承認の取消し)

第9条 条例第15条の規定により開発事業の承認を取り消すときは、開発事業承認取消し通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

(工事着手届)

第10条 条例第17条の規定により工事着手をするときは、工事着手届（別記様式第13号）に、工事の工程を明示した図書を添付して行うものとする。

(工事完了届)

第11条 条例第18条第1項の規定により工事完了をしたときは、工事完了届（別記様式第14号）に、竣工平面図、工事施工写真、工事完了写真を添付して行うものとする。この場合において、工事施工写真は、完了検査時に検査を行うことが困難な隠蔽部の検査に必要とするものとする。

2 条例第18条第2項の規定による完了検査済証は、別記様式第15号とする。

(平24規則7・一部改正)

(標識の設置等)

第12条 条例第19条第1項の規定による標識は、別記様式第16号とし、標識の大きさはA2サイズ（594ミリメートル×420ミリメートル）以上とすること。

2 条例第19条第2項の規定による標識の設置届は、標識設置届（別記様式第17号）に標識を設置した事が分かる写真を添付して行うものとする。

(平25規則48・一部改正)

(周辺住民への説明)

第13条 条例第20条第1項に規定する開発事業の説明すべき内容は、別表第3に掲げるものとする。

2 条例第20条第2項に規定する説明会等の報告は、説明会等結果報告書（別記様式第18号）に説明会等の内容を記載した図書並びに説明会等の対象範囲及び対象者を示した図書を添えて行うものとする。

(平 2 5 規則 4 8 ・ 全改)

(公共施設等の管理及び帰属)

第 1 4 条 条例第 2 1 条第 1 項の規定による公共施設等の同意及び同条第 2 項の規定による公共施設等の管理又は帰属に関する協議は、協議（同意）申請書（別記様式第 1 9 号）に必要な図書を添えて行うものとする。

(平 3 1 規則 1 5 ・ 一部改正)

(公共施設等の整備基準)

第 1 5 条 条例第 2 2 条に規定する基準は、次に掲げるもののほか近江八幡市開発行為等に関する審査基準（以下「開発行為等に関する審査基準」という。）によるものとする。

(1) 道路 次に掲げる事項を基本として整備しなければならない。

ア 事業区域に接する道路は、市の道路計画に適合し、次に掲げるものとする。

(ア) 近江八幡市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成 2 5 年近江八幡市条例第 1 0 号）に従い整備すること。

(イ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 0 条第 1 号の規定に関する特定道路に該当する場合は、近江八幡市移動等円滑化のための必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 2 5 年近江八幡市条例第 1 1 号）に従い整備すること。

イ 事業区域内外の道路において道路排水施設の新設入替え等を行う場合は、次に掲げるものとする。

(ア) 道路横断側溝の蓋は、グレーチング蓋を使用すること。形式は、受枠付防音固定式で 2 5 トン以上の自動車荷重に耐えるものとし、車両の出入口については滑り止め細目タイプとすること。

(イ) 側溝は防音型の全面蓋付とし、5 メートルに 1 か所は滑り止め細目タイプのグレーチング蓋を設けること。

ウ 事業区域に車両の出入口を設ける場合は、1 敷地 1 か所で幅員は 4 メートルを原則とし、最大幅員は 6 メートルとする。なお、設置位置については、次に掲げる部分以外とすること。ただし、敷地の状況、進入車両等の状況等により、

道路管理者と協議の上、特にやむを得ないと認められるものについては、この限りでない。

(ア) 横断歩道の設置箇所及び隅切より5メートル以内の部分

(イ) バス停車帯及びバス停の標柱又は標示板より10メートル以内の部分

(ウ) 踏切の前後の側端よりそれぞれ前後に10メートル以内の部分

(エ) 交通量の少ない道路にも接し、交通量の多い道路より出入する必要の認められない部分

(オ) その他道路管理及び交通管理上に支障があると認められる部分

(2) 下水道施設 下水道施設は暗渠とし、施工に関しては下水道施設計画・設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会編）及び別表第4の基準に従い整備しなければならない。

(3) 上水道施設 次に掲げる事項を基準等に従い整備しなければならない。

ア 近江八幡市給水条例（平成22年近江八幡市条例第206号）の規定に定めるもののほか、水道事業管理者が定める基準によるものとする。

イ 事業区域内における給配水施設の規模並びに配置は、当該区域の規模、地形及び予定建築物の用途により定めること。

ウ 給水施設の設計は、当該事業区域について想定される需要に支障をきたさない構造能力とするため、次に掲げるものに配慮すること。

(ア) 開発区域の規模、形状及び周辺状況（需要総量、管配置、引込点、配水施設等）

(イ) 区域内地形、地盤の性質（配水施設の位置、配管材料、構造等）

(ウ) 予定建築物の用途（需要量）

(エ) 予定建築物の敷地の規模及び配置（需要量一敷地規模、建築規模、配管設計等）

(4) 排水施設 次に掲げる事項を基準として整備すること。

ア 事業区域から生じ、又は事業区域を通過する雨水及び汚水を排水するために必要な施設を設けること。

イ 前号の排水施設を河川に接続する場合は、排水に必要な機能を保つための河

川改修費用を負担すること。

ウ 用排水施設の設置又は河川の改修にあつては、水利関係団体及び河川管理者の同意又は許可を得ること。

エ 道路側溝への放流を計画する場合は、道路管理者及び関係機関と協議し、同意又は許可を得ること。

(5) 消防水利施設 開発行為等に関する審査基準に従い整備しなければならない。

(6) ごみステーション 開発行為等に関する審査基準に従い整備しなければならない。

(平 2 5 規則 4 8 ・ 全改、平 3 1 規則 1 5 ・ 一部改正)

(駐車場の基準)

第 1 6 条 条例第 2 4 条の規則で定める基準は、次の表のとおりとし、車 1 台の標準駐車スペースは幅 2. 5 メートル、長さ 5 メートルとする。

施設の名称	設置基準	
	自動車用の駐車施設	自転車用の駐輪施設
共同住宅等	事業区域内に計画戸数分以上の台数。ただし、商業地域・近隣商業地	事業区域内に計画戸数分の 1 5 0 % 以上の台数
ワンルームマンション	域において、周辺に駐車場等がある場合は協議により事業区域内に戸数の 3 分の 2 以上、事業区域外（近接地）に 3 分の 1 以下の台数とすることができる。	事業区域内に計画戸数分の 1 0 0 % 以上の台数
サービス付高齢者向け住宅	事業区域内に必要台数（住戸分及び利用用途分）。この場合において住戸分は協議により決定（住戸分の台数は、提供サービスの内容等により、居住者を考慮した上で決定する）し、利用用途分はサービス部の	事業区域内に必要台数

	従業員用等の必要台数とする。	
飲食店等	事業区域内にテーブル数分の駐車台数（8人掛け以上のカウンター等は4席で1台分確保）。ただし、商業地域及び近隣商業地域において近隣地に駐車場がある場合等、協議により事業区域内の駐車台数を緩和することができる。	事業区域内に必要な台数
その他の施設	事業区域内に利用用途による必要台数（駐車、駐輪共）。ただし、商業地域及び近隣商業地域において近隣地に駐車場がある場合等、協議により事業区域内の駐車台数を緩和することができる。	

備考 近接地とは、事業区域から直線距離で100メートル以内の範囲とする。

（平25規則48・平28規則1・一部改正）

（緑化の推進）

第17条 条例第26条の規定による植栽地は、次に掲げる基準により設けなければならない。

- (1) 事業区域内に事業区域面積の6パーセント以上の面積とする。この場合において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する緑地がある場合は、これと兼ねることができる。ただし、分譲住宅地等を目的とした開発行為はこの限りでない。
- (2) 植栽地面積は、次に掲げる基準で面積を換算するものとし、樹木の投影面積として重なる部分は、それぞれの面積を合算することができる。なお、高木及び中木を隣地、街路等に面する場所に計画する場合は、樹種の選定に留意すること。
 - ア 高木は、植栽時の樹高が4メートル以上の木で、樹高を直径とした円の面積を植栽地面積として換算できる。ただし、高木で換算できる面積は、樹木を植栽した面積の50パーセント以内を限度とする。
 - イ 中木は、植栽時の樹高が2メートル以上4メートル未満の木で、1本当たり3平方メートルとして換算できる。

ウ 低木は、植栽時の樹高が2メートル未満の木で、1平方メートル当たり4本以上で密植した場合のみ、1平方メートルとして換算できる。

エ 地被植物は、植栽地を覆った場合に植栽面積として換算できる。ただし、地被植物で換算できる面積は、必要植栽地面積の50パーセント以内を限度とする。

(平24規則7・平25規則48・平28規則1・一部改正)

(消防活動用空地等)

第18条 条例第31条に規定する建築物は、次に掲げるところによる。

- (1) 地上階数が3階以上の建築物
- (2) 地上高さが12メートル以上の建築物

2 条例第31条に規定する消防用活動用空地等は、所轄消防署の基準（消防活動スペース等に関する指導指針）によるものとし、消防署と協議のうえ設置するものとする。

(平25規則48・全改)

(ワンルームマンション等の設置基準)

第19条 条例第32条第2項に規定する基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 一戸当たりの住戸専用面積は、18平方メートル以上40平方メートル未満とすること。ただし、寮、寄宿舍及び下宿で、食堂兼台所、浴室、便所等共用スペースがある場合については、収納室を備えた間取りで居室面積を12平方メートル以上とすることができる。
- (2) 住戸が30戸以上の場合は、管理人室を設け管理人を置くこと。住戸が30戸未満で常駐の管理人を置かない場合は、自ら管理を行い、又は管理を委託して適切な管理を行うこと。
- (3) 玄関、ホール等の見やすい場所に緊急連絡先等が記載された表示板を設置すること。

(平25規則48・一部改正)

(コミュニティ広場)

第20条 条例第33条の規定による広場は、100平方メートル以上で最低1か所

を確保し、駐車場等と競合しない玄関等、治安面を含め安全な場所に設けるものとする。

2 前項の広場の形態は短辺を3メートル以上確保した正形を基本とし、ベンチ等を設けること。

(平24規則7・平25規則48・一部改正)

(集会室の整備)

第21条 条例第34条の規定による集会室は、次に掲げる算式による面積以上を集会室スペースのみで確保するものとする。

20平方メートル+ (1平方メートル×住戸数)

(平25規則48・一部改正)

(立入証明書)

第22条 条例第36条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第20号とする。

(平28規則1・平31規則15・一部改正)

(その他)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平25規則48・旧第24条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則(平成19年近江八幡市規則第49号)又は安土町開発指導要綱(平成8年安土町告示第50号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成24年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

付 則 (平成28年規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為（当該日の前日までに条例第18条の規定に基づき完了検査を受けた開発事業に係るものを除く。）は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則 (平成28年規則第34—2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則 (令和3年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年規則第43号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平28規則1・平31規則15・令3規則34・一部改正）

大規模開発事業届出書添付図書

	図書名	縮尺	明記事項	備考
1	大規模開発事業計画届出書			<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の方針には、計画内容を具体的に記載すること。
2	位置図	1 / 10,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域及びその位置 既存の公共施設及び公益施設 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域は、赤色で着色すること。 道路は茶色で、河川、水路等は青色で着色すること。
3	付近見取図	1 / 2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> 方位 開発区域及びその位置 町の境界 土地の地番及び形状 既存の公共施設 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域は、赤色で着色すること。 道路は茶色で、河川、水路等は青色で着色すること。
4	公図		<ul style="list-style-type: none"> 事業区域 事業区域並びに隣接地の地番、地目及び所有者 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域を緑色で着色すること。 里道（赤）及び水路（青）を明確に着色すること。 公図の転写年月日（3月以内）及び転写者の氏名を記

				<p>載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット登記情報サービスによる公図も可とするが、その場合は、情報取得者の氏名を記載すること。
5	現況平面図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 事業区域境界線 ・ 事業区域の地番、地目及び所有者 ・ 地形（高低差等） ・ 既存建築物 ・ 既存の公共施設等 ・ 道路名及び河川名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 境界は、赤線で明示すること。 ・ 水路等は、青色で着色すること。 ・ 官民境界がある場合は、確定日及び番号を明記すること。 ・ 道路、水路等の幅員を明記すること。
6	土地利用計画平面図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 事業区域境界線 ・ 公共施設の位置及び形状 ・ 予定建築物の形状、規模及び用途 ・ 擁壁の位置、種類、高さ及び延長 ・ 宅地（1区画）の面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 境界は、赤線で明示すること。 ・ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。
7	建築物平	1 / 100 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積及び延べ床面積の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図、各階平面

	面図・立面 図		算定	図及び2面以上の 立面図（分譲宅地 の場合を除く。） ・各面積の計算書を 添付すること。
8	現況写真		・事業区域の土地及びその周 辺が写っているもの	・事業区域を赤線で 明示すること。 ・サイズは、サービ ス版以上とするこ と。 ・できる限り上部か ら撮影し、かつ、 四方向以上から撮 影すること。
9	共同住宅 等概要書			・共同住宅等を計画 する場合のみ添付 すること。

別表第2（第5条関係）

（平25規則48・平28規則1・平31規則15・令3規則34・一部改
正）

開発承認申請添付図書

1 書類関係

	書類名	様式	記載内容	備考
1	開発事業 承認申請 書	別記様式第3号		・申請者の氏名には、ふりが なを記載すること。 ・開発事業の位置には、登記 事項証明書のとおり全

				て記載すること。(別紙可)
2	委任状	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委任する内容 ・ 委任者記名押印 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 承認申請手続から完了検査及び検査済証受領までの内容
3	開発計画 説明書	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要及び目的 ・ 工事着手及び完了予定日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業者名を記載したものであること。 ・ 事業者が土地の所有者と異なる場合については、その理由を説明すること。
4	公図		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域 ・ 事業区域並びに隣接地の地番、地目及び所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域を緑色で着色すること。 ・ 里道（赤）及び水路（青）を明確に着色すること。 ・ 公図の転写年月日（3月以内）及び転写者の氏名を記載すること。 ・ インターネット登記情報サービスによる証明書も可とするが、その場合は、情報取得者の氏名を記載すること。
5	土地の登記事項証明書			<ul style="list-style-type: none"> ・ 正本に原本を添付し、申請時点（3月以内）のものとする。 ・ インターネット登記情報サービスによる証明書も可とするが、その場合は、情

				報取得者の氏名を記載すること。
6	現況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の土地及びその周辺が写っているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域界を赤線で明示すること。 ・サイズは、サービス版以上とすること。 ・できる限り上部から撮影し、かつ、四方向以上から撮影すること。 ・河川及び水路は、スタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できること。
7	水理計算書流域図		<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域及び流域部 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可等に関する審査基準に基づくこと。 ・開発区域、流域別に計算し、整理すること。
8	共同住宅等概要書	別記様式第20号		<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅等を建設する場合のみ添付すること。

2 図面関係

	図書名	縮尺	明記事項	備考
1	位置図	1 / 10,000以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域及びその位置 ・既存の公共施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域は、赤色で着色すること。 ・道路は茶色で、河川、水路等は青色で着色すること。
2	付近見取図	1 / 2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域及びその位置 ・町の境界 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域は、赤色で着色すること。 ・道路は茶色で、河川、水路

			<ul style="list-style-type: none"> ・土地の地番及び形状 ・既存の公共施設 	等は青色で着色すること。
3	現況平面 図	1 / 500 以 上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・事業区域境界線 ・事業区域並びに隣接地の地番、地目及び所有者 ・地形（高低差等） ・既存建築物 ・既存の公共施設等 ・道路名及び河川名 	<ul style="list-style-type: none"> ・境界は、赤線で明示すること。 ・水路等は、青色で着色すること。 ・官民境界がある場合は、確定日及び番号を明記すること。 ・道路、水路等の幅員を明記すること。 ・建築基準法上の道路種別を記載すること。
4	土地利用 計画平面 図	1 / 500 以 上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・事業区域境界線 ・公共施設の位置及び形状 ・予定建築物の形状、規模及び用途 ・擁壁の位置、種類、高さ、見え高及び延長 ・宅地（1区画）の面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・境界は、赤線で明示すること。 ・既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 ・他法令で施工される構造物の位置、形状、法令名、許可日及び許可番号を記載すること。 ・乗入口以外はフェンス等で囲う計画とし、明示すること。
5	造成計画 平面図	1 / 500 以 上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・事業区域の境界 ・切土又は盛土をする土 	<ul style="list-style-type: none"> ・境界は、赤線で明示すること。 ・切土部及び盛土部別に薄く

			<ul style="list-style-type: none"> 地の部分 ・擁壁の位置、種類、高さ、見え高及び延長 ・法面（崖を含む。）の位置及び形状 ・道路の中心線、延長、幅員及び勾配並びに交差点の計画高 ・遊水池（調整池）の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 	<ul style="list-style-type: none"> 着色すること。 切土部一黄 盛土部一赤 ・各構造物には、構造図と対照可能な番号を明記すること。 ・現況地盤線は細線で、計画線は太線で図示すること。 ・既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 ・計画高は、詳細に明示すること（端部、変化点等）。
6	排水計画 平面図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・事業区域の境界 ・排水区域の区域界 ・遊水池（調整池）の位置及び形状 ・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ・道路側溝その他の排水施設の位置及び形状寸法 ・排水管の勾配、管種及び管径 ・人孔の位置及び人孔間距離 	<ul style="list-style-type: none"> ・境界は、赤線で明示すること。 ・流末には、排水量を明示すること。 ・各構造物には、構造図と対照可能な番号を明記すること。 ・排水区域の区域界を明示し、区域毎の排水面積及び排水量を明記すること。 ・既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 ・合併浄化槽を設置する場合は、位置、形状及び放流管を明示すること。

			<ul style="list-style-type: none"> ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川並びに水路の名称、位置及び形状寸法 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・道路、公園その他公共施設の敷地の計画高 ・法面（崖を含む。）並びに擁壁の位置及び形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・水の流れ方向は、詳細に明示すること。 ・計画高は、詳細に明示すること（端部、変化点等）。
7	給水施設 計画図	1 / 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・事業区域の境界 ・給水施設の位置、形状及び内法寸法 ・取水方法 ・消火栓の位置 ・予定建築物等の敷地の形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・境界は、赤線で明示すること。
8	造成計画 断面図	1 / 100 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の境界 ・切土又は盛土の計画地盤高及び現況地盤高 ・造成の有無 ・切土及び盛土部の着色 ・構造物の種別及び形状寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・断面のピッチは、20m間隔であること。（縦断及び横断） ・断面の変化点については、上記に加えて明示すること。 ・現況地盤高は細線で、計画

				<p>地盤高は太線で明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画高は、詳細に明示すること（端部、変化点等）。 ・切土部は黄色で、盛土部は赤色で薄く着色すること。 ・法勾配及び法長を明記すること。 ・断面は、断片的ではなく、全体を明示すること。 ・構造物が既設の場合は、その旨を明示すること。
9	構造図	1 / 50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料、種類及び各部材の形状寸法 ・裏込コンクリート及び裏込透水層の位置寸法 ・擁壁部の計画地盤高及び現況地盤高 ・基礎地盤の土質並びに基礎杭等の位置、材料及び寸法 ・鉄筋の位置及び間隔 ・水抜穴の位置 ・雨水排水構造物の形状寸法 ・雨水排水構造物の最上 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート擁壁の場合は、配筋図を添付すること。 ・雨水排水柵等の泥溜めの深さを明示すること。 ・擁壁の前面地盤を明示し、見え高及び根入れ長を明記すること。 ・他の図面（平面図及び断面図）との併記は、認めない。 ・構造図の枚数が多い場合は、系統別（排水施設、擁壁別）に記載すること。 ・各構造物の記号は、各計画平面図の記号等、表記が対

			<p>流から最下流までの河床勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装構成図及び材料(路床を含む。) ・外構図(植栽地、フェンス等) 	<p>照可能なものとする事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設構造物についても作成し、既設であることを明記すること。 ・現場打ち構造物を設置する場合は、配筋を記載すること。
1 0	植栽地等 平面図	1 / 5 0 0 以 上	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽地面積の求積 ・植栽地の樹種、樹高及び植栽密度 	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽地求積図の外周長(辺長)を記載すること。
1 1	駐車場・ 駐輪場計 画図	1 / 5 0 0 以 上	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場区画を記載 ・駐輪場(スペース)、台数を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図と兼ねてもよい。
1 2	建築物平 面図・立 面図	1 / 1 0 0 以 上	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積及び延べ床面積の算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図、各階平面図及び2面以上の立面図(分譲宅地の場合を除く。) ・各面積の計算書を添付すること。
1 3	求積図	1 / 5 0 0 以 上	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域全体の丈量 ・宅地別丈量 ・公共施設等の用地の丈量 	<ul style="list-style-type: none"> ・求積表は、できる限り同一図面に記載すること。 ・求積計算及び辺長計算は、座標による計算とし、計算表を明記すること。 ・外周長(辺長)を記載すること。
1 4	日影図	1 / 1 0 0 以 上	<ul style="list-style-type: none"> ・日影による制限を受けるもののみ添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県建築基準法取扱基準の記載方法による。

15	電波障害 机上検討 図	1 / 2, 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中高層建築物に該当する 場合添付 ・電波障害の発生が予測 されるエリア 	・対象エリアを記載すること。
16	工事用車 両運行経 路図	1 / 2, 500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・工事車両の運行経路及 び運行時間 ・安全対策 ・通学路 	・事業区域から幹線道路までの 区間を明示すること。

備考

- 1 設計図は、この表に掲げる順に添付するものとし、3から7まで、10、11及び13の図面については、縮尺1 / 500以上で、かつ、同一縮尺とすること。
- 2 設計図には、これを作成した者の氏名を記載すること。
- 3 設計図の作成に際しては、土木製図通則（JISA0101：2003）、土木製図基準（土木学会）及びCAD製図基準（国土交通省）により作成すること。
- 4 申請書添付書類は、日本産業規格A列4番とし、項目ごとにインデックスを貼り付け、ファイル状に整理し、提出すること。

別表第3（第13条関係）

（平25規則48・一部改正）

住民への説明項目	説明すべき内容
1 条例の仕組み 条例の対象事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の位置付け ・説明会報告書の提出方法等
2 関係者の紹介	
3 敷地に関する内容 (1) 敷地の位置 (2) 敷地の土地利用等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の地名地番及び具体的な位置 ・予定建築物の位置及び隣接地との距離 ・駐車台数及び駐車方法、出入り口の位置 ・ごみステーションの有無及び位置

ションの計画人口については、建築基準法施行令の規定に基づく処理対象人員の算定方法（昭和44年7月3日建設省告示第3184号）により算定する。

イ 計画時間最大汚水量は、下水道担当課と協議すること。ただし、汚水管の断面決定については、計画汚水量の10割増の余裕をみて決定する。

(2) 管渠

ア 流速及び勾配

(ア) 流速は一般に下流域に至るに従って漸増するように計画し、勾配は下流域に至るに従って小さくなるよう次の点を考慮し、定めなければならない。

(イ) 汚水管渠及び計画汚水量に対し、設計流速は毎秒1メートルから1.8メートルまでを標準とし、最小でも毎秒0.6メートル、最大でも毎秒3メートルとする。

イ 管径 原則200ミリメートル以上とする。ただし、今後、延長の計画が無い場合等にあつては、下水道担当課との協議により、最小150ミリメートルとすることができる。

ウ 種類 塩化ビニール管（リブ管）とする。

エ 位置 埋設の位置は公衆用道路敷地内とし、土被りは1.2メートル以上とする。ただし、今後において延長の計画が無い場合等にあつては、下水道担当課との協議により、1.0メートル以上とすることができる。

オ 管接合

(ア) 異径管の接続については、原則管頂接合とする。

(イ) 2系統の汚水管が合流する場合の中心交角は、できるだけ60度以下とする。やむを得ず曲線をもって合流する場合は、別途協議する。

(3) マンホール

ア 構造及び寸法

(ア) 1号マンホール（内法90cm）を標準とする。

(イ) 片斜壁を標準とする。（マンホール蓋は、近江八幡市型を使用）

(ウ) インバート仕上げとする。（肩壁は、20パーセント勾配）

イ 配置 延長は、下水道施設計画・設計指針と解説に従い、あらかじめ下水道

担当課と協議する。

(4) 汚水ます

ア 近江八幡市型として、塩ビ製一体成型型を標準とし、1区画1個の汚水ますを宅地高と道路高の高低差の少ない位置で官民境界より民有地側1メートル以内のところに設置すること。この場合において、汚水ますの有効深さは、道路地盤高より800mm以上とすること。

イ 汚水ますの内径は、汚水ます底と地表面の差が150センチメートル以下のときはφ200mm、150センチメートルを超え200センチメートル以下のときはφ300mm、200センチメートルを超えるときは0号人孔を設置すること。

ウ 宅地高を上げて計画する場合においては、汚水ますは道路高と高低差の少ないところに汚水ます専用の敷地を設けて設置し、後の維持管理が容易なものとする。

(5) 汚水取付管

ア 取付管の埋設方向は、本管に対し直角に埋設し、汚水ますから本管接続部の支管立上げ部曲管まで直視できるものとし、その管径は、原則として最小径φ150mmとする。ただし、本管管径がφ150mmの場合は、最小径φ100mmとする。

イ 勾配は、10パーミル以上とすること。

(6) マンホールポンプ 汚水排水施設の整備においては、自然流下方式を原則とする。ただし、計画が困難な地域でマンホールポンプ施設を設置する場合は、この限りでない。(近江八幡市公共下水道に係る開発事業者の負担に関する取扱要綱によるものとする。)

(7) 検査

ア 検査は、中間・竣工検査とする。なお、中間検査は、舗装工事前に実施する。

イ 検査には、次の書類を用いる。

(ア) 管底高(設計、出来高)

(イ) 管理図表(品質、資材、施工、出来形)

ウ 施工写真

(8) 公共下水道が未供用で、集中合併処理浄化槽を設ける場合に、浄化槽が主要道路から離れるときは、将来の公共下水道管に接続するまでの区間は下水管を埋設すること。

(9) 排水管を公共下水道管に接続するときは、下水道担当課で定める仕様に従うこと。

(10) 申請手続等

ア 宅内排水設備工事は、近江八幡市下水道排水設備指定工事店で施工し、排水設備新設等計画確認申請書を提出すること。（下水道担当課で定める様式を使用する。）

イ 下水道施設の工事については、下水道法第16条に基づく申請書及び流量計算書を下水道担当課に提出し、公共下水道管理者の承認を得てから工事に着手すること。

2 生活排水関係

(1) 浄化槽

ア 浄化槽は、し尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する構造の浄化槽（合併処理浄化槽）とすること。

イ 開発事業区域内における全ての建物に係る計画日平均汚水量が50立方メートル以上の場合、集中浄化槽とし、その設置は原則として1か所とすること。

ウ 前項における計画日平均汚水量が50立方メートル未満の場合は、個々の建物ごとに設置する個別合併処理浄化槽とすることができる。

(2) し尿及び雑排水の処理 原則として、下水道計画区域内については下水道処理とし、下水道計画区域外については合併浄化槽処理とすること。

(3) その他

ア 人員の算定及び合併処理方式は、200リットル／日・人で算定すること。

イ 住宅以外の用に供する施設を設置する場合は、別途協議すること。

ウ 細部については、滋賀県浄化槽取扱指導要綱及び滋賀県小規模事業用排水処理指導指針による。

- エ この別表のほか、滋賀県で条例等の定めがある場合は、その規定に従うこと。
- オ 浄化槽を設置する開発事業を行う場合は、あらかじめ浄化槽担当課と協議すること。

別記様式第1号(第3条関係)

大規模開発事業計画届出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

届出者 住 所
氏 名
電 話

(※法人にあつては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

代理者 住 所
氏 名
電 話

近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第8条の規定により、下記のとおり届出します。

1. 事業区域の位置	近江八幡市		
2. 事業区域の面積	公 簿	m ² 実 測	m ²
3. 土地利用目的	<input type="checkbox"/> 分譲住宅地 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()	開発事業種別	<input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> その他 ()
4. 土地利用方針			
5 事 業 区 域 の 概 要	都市計画の区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域() <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
	農業振興地域	<input type="checkbox"/> 地域内(<input type="checkbox"/> 農用地区域内 <input type="checkbox"/> 農用地区域外) <input type="checkbox"/> 地域外	
	建ぺい率・容積率	建ぺい率 %	容積率 %
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし()	
	日影規制	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	高さ制限	<input type="checkbox"/> 有 (m) <input type="checkbox"/> 無	
6. 開発事業の予定時期	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	

別記様式第2号(第4条関係)

大規模開発事業計画取下げ報告書

年 月 日

近江八幡市長 宛

届出者 住所
氏名
電話

(※法人にあつては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

代理者 住所
氏名
電話

近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第4条の規定により、取り下げたいので下記のとおり報告します。

1. 事業区域の位置	近江八幡市		
2. 事業区域の面積	公 簿	m ²	実 測 m ²
3. 土地利用目的	<input type="checkbox"/> 分譲住宅地 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()	開発事業種別	<input type="checkbox"/> 建築行為 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> その他 ()
4. 土地利用方針			
5 事 業 区 域 の 概 要	都市計画の区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域() <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
	農業振興地域	<input type="checkbox"/> 地域内(<input type="checkbox"/> 農用地区域内 <input type="checkbox"/> 農用地区域外) <input type="checkbox"/> 地域外	
	建ぺい率・容積率	建ぺい率 %	容積率 %
	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし()	
	日影規制	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
高さ制限	<input type="checkbox"/> 有 (m) <input type="checkbox"/> 無		
6. 取り下げ理由			

別記様式第3号(第5条関係)

開 発 事 業 承 認 申 請 書

年 月 日

近江八幡市長 宛

開発事業者 住 所
氏 名
電 話

(※法人にあつては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第11条第1項の規定により承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 開発事業の目的	
2. 事業区域の位置	近江八幡市
3. 事業区域の面積	公簿 m^2 実測 m^2 公簿地目() 現況地目()
4. 事業区域の用途地域	<input type="checkbox"/> 市街化区域(地域) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
5. 工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
6. 設計者・代理者	住 所
	氏 名
	電 話
7. 工事施工者	住 所
	業 者 名
	電 話
8. 都市計画法の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 開発許可 <input type="checkbox"/> 建築許可 <input type="checkbox"/> 法34条()号該当 提案基準()
9. 添付書類	(1)委任状 (2)開発計画説明書 (3)公図 (4)土地の登記事項証明書 (5)現況写真 (6)水理計算書・流域図 (7)共同住宅等概要書 (8)位置図(1/2500) (9)現況平面図 (10)土地利用計画平面図 (11)造成計画平面図 (12)排水計画平面図 (13)給水施設計画図 (14)造成計画断面図 (15)構造図 (16)植栽地等平面図 (17)駐車場・駐輪場計画図 (18)建築物平面図・立面図 (19)求積図 (20)日影図 (21)電波障害机上検討図 (22)工事車両運行経路図

別記様式第4号(第5条関係)

開 発 事 業 承 認 書

第 号
年 月 日

開発事業者
住 所
氏 名 様

近江八幡市長

年 月 日付で申請のあった開発事業書承認申請については、近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第11条の規定に適合していることを認め承認します。

記

1. 事業区域の位置
2. 事業区域の面積
3. 開発事業の目的
4. 承認条件

別記様式第5号(第6条関係)

協 議 依 頼 書

年 月 日	
開発要件提示原課 宛	
開発事業者 住 所 氏 名 電 話	
開発事業に関する要件及び条件処理に対する協議を依頼します。	
記	
事前審査等の要件及び条件	
要件及び条件に対する対応	
事前審査番号	
開発事業の目的	
事業区域の位置	近江八幡市
事業区域の面積	m ²
用途地域	
設計者・代理者	住 所
	氏 名
	電 話
工事施工者	住 所
	業者名
	電 話
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

別記様式第6号(第6条関係)

協 議 済 書

協議番号		号
年 月		日
開発事業者	様	
部 課		
長		印
担 当 者		印
開発事業等に関する要件及び条件処理に対する協議が済みしましたので通知します。		
記		
① 事前審査等の要件及び条件		
② 要件及び条件に対する対応策		
③ ②に対する補足意見		
開 発 事 業 の 目 的		
事 業 区 域 の 位 置	近江八幡市	
事 業 区 域 の 面 積	m ²	
用 途 地 域		
設 計 者 ・ 代 理 者	氏 名	電 話
施 工 者	業 者 名	電 話
工 事 予 定 期 間	年 月 日	～ 年 月 日

別記様式第8号(第7条関係)

開発事業変更承認申請書

年 月 日

近江八幡市長 宛

開発事業者 住 所
氏 名
電 話

(※法人にあつては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第13条第1項の規定により承認を受けたいので下記のとおり申請します。

1. 開発事業の目的	
2. 事業区域の位置	近江八幡市
3. 事業区域の面積	公簿 m^2 実測 m^2 公簿地目() 現況地目()
4. 事業区域の用途地域	<input type="checkbox"/> 市街化区域(地域) <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
5. 工事予定期間	
6. 設計者・代理者	住 所 氏 名 電 話
7. 工事施工者	住 所 業 者 名 電 話
8. 都市計画法の適用	開発許可 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 建築許可 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 法34条()号該当 提案基準()
9. 承認番号	年 月 日 第 号
10. 変更理由	

別記様式第9号(第7条関係)

開 発 事 業 変 更 承 認 書

第 号
年 月 日

開発事業者
住 所
氏 名 様

近江八幡市長

年 月 日付で申請のあった開発事業変更承認申請については、近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第13条第1項の規定に適合していることを認め承認します。

記

1. 事業区域の位置
2. 事業区域の面積
3. 開発事業の目的
4. 承認条件

別記様式第10号(第7条関係)

開発事業軽微変更届

年 月 日

近江八幡市長 宛

開発事業者 住 所
氏 名
電 話

(※法人にあつては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

代 理 者 住 所
氏 名
電 話

近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第13条第2項の規定により届出ます。

記

1. 変更に係る事項	変更前	
	変更後	
2. 変更理由		
3. 承認番号	年 月 日 第 号	
備 考		

別記様式第10号の2(第7条関係)

名 義 変 更 届

年 月 日

近江八幡市長 宛

開発事業者 住 所
氏 名
電 話

(※法人にあつては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

代 理 者 住 所
氏 名
電 話

近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第13条第3項の規定により届出ます。

1. 変更前 開発事業者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
2. 変更後 開発事業者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
3. 承認年月日	年 月 日 第 号	
4. 事業区域の位置		
5. 開発事業の目的		
6. 変更理由		

注) 届出は、変更後の開発事業者が行うこと。

別記様式第11号(第8条関係)

開発事業取り止め届出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

開発事業者 住 所
氏 名
電 話

(※法人にあつては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

代 理 者 住 所
氏 名
電 話

近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第14条の規定により、開発事業を取り止めましたので届出ます。

記

1. 取り止め年月日	年 月 日
2. 取り止めの理由	
3. 承認番号	年 月 日 第 号
4. 開発事業の目的	
5. 事業区域の位置	近江八幡市
備 考	

別記様式第12号(第9条関係)

開発事業承認取消し通知書

年 月 日

開発事業者

様

近江八幡市長

近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第15条の規定により承認を取消します。

記

1. 承認番号	年 月 日 第 号
2. 取消しの理由	
備 考	

別記様式第13号(第10条関係)

工 事 着 手 届

年 月 日

近江八幡市長 宛

開発事業者 住 所
氏 名
電 話

代 理 者 氏 名
電 話

開発事業に係る工事に着手したいので、近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第17条の規定により届出ます。

記

1. 承認番号	年 月 日 第 号	
2. 開発事業の目的		
3. 事業区域の位置	近江八幡市	
4. 事業区域面積	m ²	
5. 工事着手日	年 月 日	
6. 工事完了予定日	年 月 日	
7. 工事監理者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
8. 工事施工者	住 所	
	業 者 名	
	電 話	
添付書類	工程表	

別記様式第14号(第11条関係)

工 事 完 了 届

年 月 日

近江八幡市長 宛

開発事業者 住 所
氏 名
電 話

代 理 者 氏 名
電 話

開発事業に係る工事が完了しましたので、近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第18条第1項の規定により届出ます。

記

1. 承認番号	年 月 日 第 号	
2. 開発事業の目的		
3. 事業区域の位置	近江八幡市	
4. 事業区域の面積	m ²	
5. 工事着手日	年 月 日	
6. 工事完了日	年 月 日	
7. 工事監理者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
8. 工事施工者	住 所	
	業者名	
	電 話	
添付図面	竣工平面図、工事施工写真、工事完了写真	
備 考		

別記様式第15号(第11条関係)

完了検査済証

第 年 月 日
号

開発事業者 住所
氏名 様

近江八幡市長

下記の開発事業に関する工事は、 年 月 日検査の結果、近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第18条第2項の規定により、開発事業承認の内容に適合していることを証明します。

記

- 承認番号
- 開発事業の目的
- 事業区域の位置
- 事業区域の面積
- その他

別記様式第16号(第12条関係)

近江八幡市開発事業に係る周知標識	
開発事業者住所 氏名	
開発事業の目的	
工事施工者	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日
説明会等開催日時 場所	
連絡先	

別記様式第17号(第12条関係)

標 識 設 置 届

年 月 日

近江八幡市長 宛

開発事業者 住 所
氏 名
電 話

(※法人にあつては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第19条第2項の規定により
標識設置届を提出します。

- 1 標識設置日 年 月 日
- 2 説明会等開催方法
- 3 説明会等開催日時 年 月 日
- 4 説明会等開催場所

添付図書

写真(標識を設置した事がわかるもの)

別記様式第18号(第13条関係)

説明会等結果報告書

年 月 日

近江八幡市長 宛

開発事業者 住所
氏名
電話

(※法人にあつては、その事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

開発事業の施行に伴う説明会を開催しましたので、近江八幡市開発事業における手続き及び基準等に関する条例第20条第2項の規定によりその結果を報告します。

記

開発区域の位置	近江八幡市		
開発事業の目的			
開催日時	年	月	日 時 分～ 時 分
開催場所			
出席者	地域住民側	人	開発事業者側 人
説明経過要旨			
(地域住民側) 質問・要望の内容	(開発申請者側) 説明・回答の内容		

別記様式第20号(第22条関係)

証 明 書

所 属
職 名
氏 名

上記の者は、近江八幡市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例第36条第2項の規定により、立ち入り検査を行うものであることを証明します。

近江八幡市長

共同住宅等概要書

1. 開発の目的						
2. 用途地域	イ 市街化区域 ロ 市街化調整区域		用途地域			
			その他 (地区等)			
3. 共同住宅の概要	敷地面積	延べ床面積	建築面積	階数	集会室	管理人室
	m ²	m ²	m ²	階	m ²	有・無
	戸数	一般	戸	専用面積	最大	m ²
		ワンルーム	戸		最小	m ²
4. 土地利用	駐車場	駐輪場	緑地	消防用空地	コミュニティ広場	
	台	台	m ²	m ²	m ²	
5. 管理	常駐管理人 を設置する 場合	住所				
		氏名				
		連絡先				
	常駐管理人 を設置しな い場合	住所				
		氏名				
		連絡先				
	管理方法	(1) 駐在	時から	時まで		
(2) 巡回管理		1日	回巡回			
(3) その他						
緊急連絡先表示板		有・無	設置場所	玄関・ホール		

別記様式第1号（第3条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第2号（第4条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第3号（第5条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第4号（第5条関係）

（平28規則1・全改）

別記様式第5号（第6条関係）

（平28規則1・全改、平31規則15・令4規則43・一部改正）

別記様式第6号（第6条関係）

（平28規則1・全改）

別記様式第7号（第6条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第8号（第7条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第9号（第7条関係）

（平28規則1・全改）

別記様式第10号（第7条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第10号の2（第7条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第11号（第8条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第12号（第9条関係）

（平28規則1・全改）

別記様式第13号（第10条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第14号（第11条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第15号（第11条関係）

（平28規則1・全改）

別記様式第16号（第12条関係）

（平28規則1・全改）

別記様式第17号（第12条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第18号（第13条関係）

（平28規則1・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第19号（第14条関係）

（平31規則15・全改、令4規則43・一部改正）

別記様式第20号（第22条関係）

（平28規則1・全改、平31規則15・旧別記様式第21号繰上）

別記様式第21号（別表第2関係）

（平31規則15・追加）